

藤岡市農業委員会
令和5年第4回
定例会議事録

令和5年4月5日招集

令和5年藤岡市農業委員会第4回定例会議事録

令和5年4月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和5年藤岡市農業委員会第4回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 20号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 22号 農地法第3条の規定に係る競売農地買受適格証明願について
議案第 23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
議案第 25号 令和5年度農作業受委託料金標準額について
議案第 26号 農業委員会の適正な事務実施について
報告第 7号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 8号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (11名)

- | | | | |
|-----------|----------|------------|-----------|
| 1番 秋山 幸夫 | 2番 宮澤 一夫 | 3番 清水 文江 | 6番 折茂 新一 |
| 8番 関根 隆雄 | 9番 折茂 高弘 | 10番 金澤 貞夫 | 11番 岩下 次夫 |
| 12番 茂木 由子 | 13番 山口 暁 | 14番 福田 俊太郎 | |

[出席農地利用最適化推進委員] (3名)

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 3番 温井 眞一 | 5番 渡邊 義晴 | 12番 浦部 信幸 |
|----------|----------|-----------|

[事務局]

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 横田 道明 | 事務局 次長 | 真下 和弘 |
| 係 長 | 春山 崇 | 係 長 代理 | 牧 眸美 |
| 係 長 代理 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時32分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年 第4回定例会を進行させていただきます。はじめに、4月1日付けの人事異動により、私を含め異動がありましたので報告させていただきます。2年間お世話になりました塚本局長が健やか未来部へ異動し、1年間お世話になりました宮本次長が上下水道部下水道課へ異動、同じく1年間お世話になりました瀧澤係長が多

野藤岡広域市町村圏振興整備組合へ派遣異動になり、課長に昇任されました。その後任として、横田経済部長が農業委員会事務局長を兼務し、私真下が次長として、春山が農地係長として着任しましたのでよろしくお願いいたします。局長から自己紹介をさせていただきます。

また、昨年1年間お世話になりました、会計年度任用職員の小林さんに替わりまして、浦部さんが任用になりました。定例会には出席しませんが、主に推進委員と窓口業務の担当になりますので、よろしくお願いします。本日の下審査につきましては、中庁舎3階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和5年第4回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員11名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。9番折茂高弘委員、10番金澤委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時42分)

(再開14時23分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、市内のMさんが、農業経営の規模拡大を図るため、緑地の農地4筆、面積1,250㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第19号 整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第19号 整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第19号 整理番号1番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号2番から5番の4件です。整理番号2番は、市内のTさんが、農業経営の規模拡大を図るため、下栗須の農地5筆、面積3,978㎡を競売にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、下栗須の農地5筆、面積3,978㎡を競売にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市外のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、下栗須の農地2筆、面積1,714㎡を競売にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、下栗須の農地2筆、面積1,714㎡を競売にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第19号 整理番号2番から5番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 休憩します。

(休憩14:27)

(再開14:29)

議長 休憩をといて会議を再開します。議案第19号 整理番号2番から5番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第19号 整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第19号 整理番号2番は許可と決定します。次に、整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第19号 整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第19号 整理番号3番は許可と決定します。次に、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第19号 整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第19号 整理番号4番は許可と決定します。次に、整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第19号 整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第19号 整理番号5番は許可と決定します。続きまして、議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、市内のMさんが、上栗須の農地を農家住宅用地（敷地拡張）のために転用するもので、農地1筆、面積は171㎡、農地区分は第一種農地として判断

されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 20 号 整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号 整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、市内の U さんが、上大塚の農地を贈与で取得し、農家住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 206 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市内の法人が、篠塚の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,133 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 21 号整理番号 1 番と 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により関係委員退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 1 番は許可と決定します。

(関係委員着席)

議長 次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号 整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 22 号農地法第 3 条の規定に係る競売農地買受適格証明願について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 22 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定に係る競売農地買受適格証明願について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 22 号 農地法第 3 条の規定に係る競売農地買受適格証明願については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 23 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 24 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 25 号令和 5 年度農作業受委託料金標準額について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 25 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号令和 5 年度農作業受委託料金標準額について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号令和 5 年度農作業受委託料金標準額について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 26 号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 26 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 26 号農業委員会の適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号農業委員会の適正な事務実施について、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 7 号・8 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第 7 号・8 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、そのように決定します。以上をもちまして、令和 5 年 第 4 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 56 分)